



『トーマツ チャイナ ニュース』

連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第36回 中間財務報告

中国室

1. はじめに

今回は、「企業会計準則第32号—中間財務報告」（以下、「32号準則」）を解説します。

32号準則は、総則、中間財務報告の内容、認識及び測定の3章から構成されています。32号準則は、基本的には国際財務報告基準 (IFRS) の考え方を踏襲した内容となっていますが、下記の差異が存在します。

2. 国際財務報告基準 (IFRS) との比較

	新企業会計準則	IFRS
中間財務報告の範囲	少なくとも、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記を含めることを要求していますが、所有者持分変動表の作成までは求められていません。	財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書のほか、持分変動計算書の作成も求められています。
中間財務諸表の表示方法	中間財務諸表の様式及び内容は、前年度の財務諸表と同一であることが求められています。	主要項目のみの開示を行う「要約財務諸表」の作成を行うことも認められています。

3. 用語の定義

以下では、中間財務報告に関連する用語の定義を示します。

中間財務報告	中間期間を基礎として作成する財務報告を指します。
中間期間	完全な1会計年度よりも短い報告期間を指します。

4. 中間財務報告の内容

中間財務報告には、少なくとも貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記を含めなければならず、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書は完全な財務諸表、すなわち前期の年度財務諸表と同一の様式、内容で作成する必要があります。なお、企業会計準則の改正により財務諸表の様式が当期中に変更された場合には、中間財務諸表は変更後の様式で作成し、前年度の比較財務諸表に対しては変更に対応する調整が必要になります。中間財務報告においても、年度財務諸表と同じく比較財務諸表もあわせて開示することが要求されています。32号準則で定められ

ている中間財務報告において開示すべき比較財務諸表は以下の通りです。

- (1) 貸借対照表
 - ① 当中間期末の貸借対照表
 - ② 前年度末の貸借対照表
- (2) 損益計算書
 - ① 当中間期間の損益計算書
 - ② 当年度期首から当中間期末までの、すなわち累計期間の損益計算書
 - ③ 前年度の比較対象期間（中間期間及び累計期間）の損益計算書

- (3) キャッシュ・フロー計算書
 ① 累計期間のキャッシュ・フロー計算書
 ② 前年度の同一累計期間のキャッシュ・フロー計算書

また、中間財務報告の注記について、32号準則において以下の注記を最低限行うこととされています。

- (1) 中間財務諸表で採用している会計方針が、前年度の財務諸表と同一である旨
 当中間会計期間において会計方針を変更した場合には、その性質、内容、理由及び影響額を説明しなければなりません。また、会計方針の変更による遡及修正ができない場合には、その理由もあわせて説明しなければなりません。
- (2) 会計上の見積りの変更の内容、理由及びその影響額
 会計上の見積りの変更による影響額が確定できない場合には、その理由もあわせて説明しなければなりません。
- (3) 過年度の誤謬の性質及びその訂正金額
 修正再表示ができない場合には、その理由もあわせて説明しなければなりません。
- (4) 会社事業の季節性又は周期性の特徴
- (5) 支配関係にある関連当事者に生じた変化の状況
 関連当事者間取引が発生した場合には、関連当事者との関係の性質、取引の種類及び取引要素も開示しなければなりません。
- (6) 連結の範囲に生じた変化の状況（連結財務諸表を作成している場合のみ）
- (7) 特別な性質を有する、又は金額が異常な財務諸表項目の説明
- (8) 証券の発行、買戻し及び償還の状況
- (9) 中間期間中に実施した利益分配、及び提案済又は承認済であるが未実施の利益分配の状況を含む所有者に対する利益分配の状況
- (10) 主要報告様式のセグメント収益及びセグメント損益（セグメント情報を開示する場合

のみ）

- (11) 中間貸借対照表日から中間財務報告公表の承認日まで発生した非修正後発事象
- (12) 前年度の貸借対照表日後に発生した偶発負債及び偶発資産の変化の状況
- (13) 企業結合、被投資企業に対して重要な影響を有する、共同支配又は支配関係にある長期持分投資の取得又は処分、廃止事業等を含む企業構造の変化の状況
- (14) 重要な長期性資産の譲渡及びその売却状況、重要な有形固定資産と無形資産の取得状況、重要な研究開発費、重要な資産の減損損失の状況等を含むその他重要な取引又は事象

上記のうち、関連当事者取引及びセグメント情報を開示する際には、当中間期間（又は当中間期末）に関する情報のほか、比較数値として当期の累計期間、前期の中間会計期間及び累計期間の情報も同時に開示する必要があります。

5. 認識及び測定

企業は、中間財務諸表において、年度財務諸表と同一の会計方針を採用しなければなりません。中間期間において会計方針を変更した場合には、「企業会計準則第28号—会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の訂正」に基づく会計処理及び開示が必要になります。

会計上の測定については、当年度期首から当中間期末までの期間を基礎として行い、企業が稼得する季節性、周期性又は臨時性を有する収益についても、企業会計準則上に特段の定めがない限り見積り又は繰延処理をすることはできず、発生時に認識及び測定を行わなければなりません。また、費用面についても、費目については会計年度内に平均的に発生しない費用が多くありますが、企業会計準則上に特段の定めがない限り未払又は前払処理することは認められず、発生時に認識及び測定を行わなければなりません。

以上

こちらの記事に関するお問い合わせは、
 有限責任監査法人トーマツ中国室（chinanews@tohmatu.co.jp）までお願いいたします。
 また、「トーマツメールマガジン/トーマツチャイナニュース」の配信をご希望の方は、
 トーマツメールマガジンのWebサイト（<http://www.tohmatu.com/jp/mm/>）にある
 「トーマツチャイナニュース」にお申込下さい。